

一般財団法人京都府民総合交流事業団  
公式サイトにおけるバナー広告要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人京都府民総合交流事業団広告取扱要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、事業団が管理するホームページに掲載する広告(以下「バナー広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ホームページの種類)

第2条 バナー広告を掲載するホームページは、事業団が管理する次のホームページとする。

- (1) 京都府民総合交流プラザ 京都テルサ
- (2) 京都府男女共同参画センター らら京都

(広告内容の制限)

第3条 バナー広告は、要綱第4条に基づき、事業団が適当と認めるものについて掲載する。

(広告の掲載順位)

第4条 バナー広告の掲載順位は、原則として広告掲載申込みのあった先着順とする。

- 2 申込みが募集枠数を超えたときは、登録順に区画の空きが出次第、順次掲載するものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第5条 掲載するバナー広告枠の規格は概ね次のとおりとし、必要に応じて協議の上調整する。

- (1) 大きさ 縦41クセル×横207ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG 又はPNG
- (3) 容量 50KB 以内

2 掲載するバナー広告は、原則として動きや反転のないものとする。

3 バナー広告の掲載位置は、事業団ホームページのトップページ下部とし、順序は事業団が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第6条 バナー広告の掲載期間は、原則毎年4月1日を基準に最長1年(ただし、年度途中からの掲載の場合は、当該年度の3月31日まで)継続して掲載を申し込むことができるものとし、満了の1か月前までに更新しない旨の申し出がない場合、自動的に更新されるものと

する。

2 バナー広告の掲載期間が1年に満たないときは、1か月を単位とする。

(広告掲載枠)

第7条 掲載するバナー広告枠は最大8枠とする。ただし、事業団が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、バナー広告枠1枠につき月額 3,000 円(消費税別)とする。

2 第1項の広告掲載料は必要に応じ減免することができるものとし、その減免の内容は事業団が別途定める。

(広告掲載の申込み並びに広告原稿の提出)

第9条 バナー広告の掲載を希望する者は、広告の掲載申込書(第1号様式)に広告原稿を添えて事業団に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告主への通知)

第10条 事業団は、前条の規定により広告主を決定したときは、当該申請者に対して書面(第2号様式)により通知するものとする。

(契約の締結)

第11条 事業団は、広告主を選定したときは、前条の規定による通知後、速やかに当該契約を締結するものとする。

(広告掲載料の支払い)

第12条 バナー広告掲載の決定を受けた者は、事業団が指定する期日までに、広告掲載料を支払わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 事業団は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき
- (3) リンク先のページ内容が第3条の規定に該当したとき
- (4) その他、バナー広告掲載が不相当であると判断したとき

(広告掲載の中止)

第14条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を中止しようとするときは、書面により事業団に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第15条 既納の広告掲載料の返還は行わない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を中止した月以降の納付済み月数の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不当な行為をしてはならない。

2 広告主は、掲載された広告に起因して事業団又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第17条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、事業団と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、事業団が別に定める。

附則

この要領は、令和4年9月1日から適用する。